

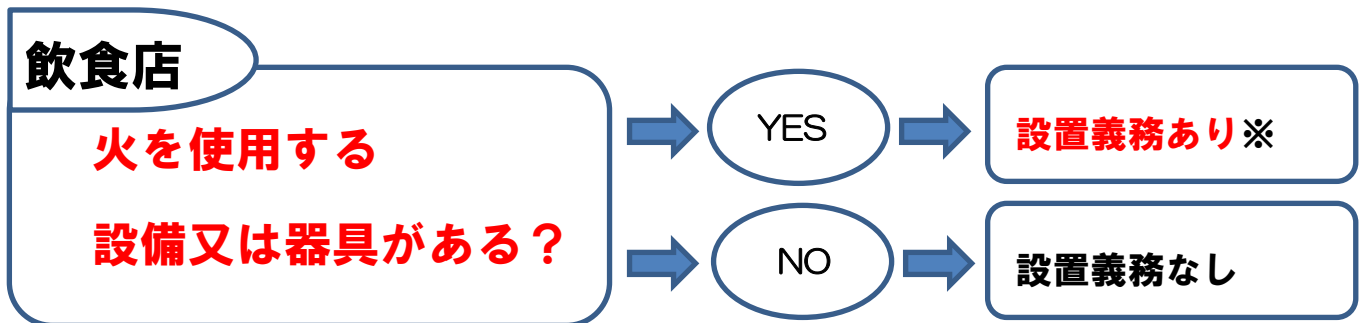


2019年10月1日から小規模な飲食店等

にも消火器具の設置が義務化されます！

〔改正概要〕

2016年12月22日に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の出火原因が大型こんろの消し忘れであり、この火災を受けて消防法令が改正されました。これまで延べ面積150㎡未満の飲食店は消防法による消火器具の義務設置はありませんでしたが、今回の改正により 2019年10月1日から厨房設備、こんろ、調理用器具などの火を使用する設備や器具（IHクッキングヒーターは対象外）を設けた飲食店等において、原則として延べ面積にかかわらず、消火器具の設置が必要となります。



※以下の装置があれば消火器具の設置を免除できます。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置（火災を感知し消火薬剤で自動消火するもの）
- その他の危険な状態の発生の防止及び発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置（例：圧力感知安全装置、グリル過熱防止機能、グリル消し忘れ消火機能+あふれ防止機能）

消防用設備等の点検・結果報告

設置が義務付けられた消火器は、6か月ごとに点検し、その結果を1年に1回所定の様式で管轄の消防署に報告する必要があります。

新たに飲食店等を経営する皆さんへお願い

150㎡未満の飲食店等への消火器具の設置については、すでに市町村条例で義務付けられている地域もありますが、2019年10月1日以降に設置されていなければ消防法令違反となりますので、新たに飲食店等を営む場合は、管轄地域を御確認の上、裏面の県内各消防本部へ連絡し、適切な指導を受けていただくようお願いいたします。

お問い合わせは、裏面の消防本部または下記連絡先へ



宮城県総務部消防課 予防班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8番1号
TEL 022-211-2374

宮城県内各消防本部の管轄市町村及び連絡先

消防本部	担当課	管轄市町村	電話番号
仙台市消防局	予防課	仙台市	022-234-1111
名取市消防本部	予防課	名取市	022-382-0242
岩沼市消防本部	予防課	岩沼市	0223-22-5171
栗原市消防本部	予防課	栗原市	0228-22-1192
登米市消防本部	予防課	登米市	0220-22-1900
塩釜地区消防事務組合 消防本部	予防課	塩竈市・多賀城市・松島 町・七ヶ浜町・利府町	022-361-1616
大崎地域広域行政事務 組合消防本部	予防課	大崎市・色麻町・加美町・ 涌谷町・美里町	0229-24-4268
黒川地域行政事務組合 消防本部	予防課	富谷市・大和町・大郷町・ 大衡村	022-345-3944
亘理地区行政事務組合 消防本部	予防課	亘理町・山元町	0223-29-4492
石巻地区広域行政事務 組合消防本部	予防課	石巻市・東松島市・女川町	0225-95-7167
仙南地域広域行政事務 組合消防本部	予防課	白石市・角田市・蔵王町・ 七ヶ宿町・大河原町・村田 町・柴田町・川崎町・丸森 町	0224-52-1050
気仙沼・本吉地域広域 行政事務組合消防本部	予防課	気仙沼市・南三陸町	0226-22-6693